＃ 業者登録

④

令和９・１０年度

酒　　田　　市
競争入札（見積）参加資格審査申請
（物品・役務・賃貸借）

提　出　の　手　引　き

令和８年11月２日現在

目　次

1	令和９・１０年度の主な変更点・・・・・・・・	１ページ
2	申請できる方・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・・・	２ページ
4	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
5	受付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
6	申請内容の公表・・・・・・・・・・・・・・・	３ページ
7	提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・	３ページ
8	登録業者の区分・・・・・・・・・・・・・・・	４ページ
9	その他・留意事項・・・・・・・・・・・・・・	４ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

１ 令和９・１０年度の主な変更点

（１）印鑑証明書について

令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方は、過去に登録されたことがあっても新規登録の扱いとなりますので、原本の提出が必要となります。

2 申請できる方

酒田市が発注する物品・役務・賃貸借に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定のいずれにも該当せず、諸税を完納している方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

●次のいずれかに該当する場合
- 成年被後見人及び被保佐人
- 破産者で復権を得ない者
- 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に該当するもの）

●各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

3 参加資格（登録）有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

4 受付期間

令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月 15 日（金）まで【当日消印有効】

※令和９年４月１日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

※提出書類に不備がある場合は、受付期間内に再度提出いただく場合がありますので余裕をもって申請してください。

※受付期間終了後の随時受付は、令和９年４月中旬から開始の予定です。

5 受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません。）

封筒に「競争入札（見積）参加申請（物品等）」と記入の上、下記宛先までお送りください。

【宛先・問合せ先】
〒998－8540　山形県酒田市本町二丁目２番４５号
酒田市総務部契約検査課（市役所２階）
電　話　0234-26-5708（直通）
ＦＡＸ　0234-26-5738

☆この申請のほかに「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」や「小修繕工事（100 万円以下）」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに封筒を別にして郵送してください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、110 円切手を貼った返信用定型封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

6 申請内容の公表

社名又は名称、住所、電話番号を取りまとめた酒田市競争入札（見積）参加者登録簿を本市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上、申請してください。

7 提出書類等

- 申請書の様式【令和９・１０年度酒田市競争入札（見積）参加資格審査（物品・役務・賃貸借）様式集（以下「様式集」という)】は、本市ホームページからダウンロードできます。必ず最新の様式を使用してください。
- 提出書類及び添付書類は様式集のチェックリストをご確認ください。
- 様式集のチェックリストの順番どおりに整理し、ファイル等にはとじずに提出してください。
- 記入例を参照し間違いのないよう記入してください。
- ＵＲＬ　http://www.city.sakata.lg.jp/（「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』に様式集はあります。「業者登録」と検索してください。）

提出書類に係る留意事項

(１)酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします（記入箇所：様式１または様式５）

(２)各証明書等は、原本又は写しを１部添付して下さい。
（発行日は申請日から３か月以内のもの　※参加希望業種に関する許認可証明書を除く）

(３)「酒田市　市税の納税証明書」は次のとおりとします。

➢法人⇒「最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの)」をお願いします。
事業年度の関係上、最新のものが、「令和７年度」の場合と「令和８年度」の場合が考えられます。そのため、各申請者において、該当する方の年度について必ず酒田市役所市民課に申し出て交付を受けてください。

➢個人⇒「令和７年度の納税証明書」をお願いします。
令和９年４月中旬からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします。

書　類　名	説　明
法人税（法人）申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その３の３ 個人：その３の２
市税の納税証明書 （市内業者のみ）	○法人（市役所で発行） 最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの） ○個人（市役所で発行） 令和７年度の納税証明書 令和９年４月中旬からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします。

※１　納付すべき税額がない場合も必要です。

※２　未納があり、納税の猶予を受けている場合は、「猶予を受けていることが確認できる書類」を提出してください。

(４)申請者の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合は申出書（任意様式）を提出してください。また、状況により追加で書類の提出を求めることがあります。

(５)印鑑証明書について、令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方は全員必要となります。また、当該登録簿に登録されていても、印鑑に変更がある方も必要となります。

8 登録業者の区分

（1）市内業者…市内にある本社又は委任先が下記①から⑦までの全ての条件を満たすもの。

①酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）

②酒田市における納期限到来の市税を完納していること

③酒田市に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること

④常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）

⑤２～３か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること

⑥事業所あてに郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）

⑦電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

☆市内業者として競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出にあたり、酒田市が実施する聴き取り及び実態調査について、全面的に協力することを了承のうえ、申請してください。もし、申請に偽りがあった場合又は調査に協力しない場合は、市外業者に変更されることも併せて了承のうえ、申請してください。

（2）県内業者 ‥‥‥ （1）以外で県内に本店を有するもの、または、県内に委任先を有するもの。

（3）県外業者 ‥‥‥ （1）、（2）以外のもの。

9 その他･留意事項

（1）提出書類の押印は、指定がない限り代表者印（実印）を押印してください。

（2）申請内容の変更について

申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。詳細は様式９をご確認ください。

- 法人の委任者情報、委任先情報に変更があった場合、「委任状兼使用印鑑届」（様式５）を提出してください。「名称・商号」、「代表者」、「代表者印」に変更があったときは、委任先情報に変更がない場合でも提出が必要です。
- 参加希望業種届（様式 3-1、様式 3-2）における「希望業種」「希望順位」の変更は、原則、特別な事情がない限り認めませんので、ご注意ください。

（3）「物品」には、物品の売買、物品の製造請負（印刷製本）、購入した物品の保守（修繕）が該当します。「役務」には各種業務委託、「賃貸借」には物品の賃貸借が該当します。

※但し、「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」の業務については、「物品・役務・賃貸借」の登録ではなく、別に「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」での登録となります。

（4）申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

（5）登録されれば、自動的に又は必ず指名等があるという制度ではありません。

（6）登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

（7）申請された情報は、情報公開の請求があったとき、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。

（8）本申請により登録された内容については、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構にも提供いたします。